

2022(令和4)年10月1日から 歯科健診の結果報告が すべての事業場に義務化されます

- 有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています。(労働安全衛生規則第48条)
- 労働安全衛生規則が改正され、10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられます。



※有害な業務とは(労働安全衛生法施行令第22条第3項)
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(新設)

今回の改正で報告様式も変わります。10月1日からは新しい様式を使用してください。

様式第6号の2(第2次全国版)(歯医)

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80315 0123456789

労働者 数(人)	事業場 数(人)
対象年 9:令和 (月~月分)(報告 回目)	報告年月日 9:令和
事業の 種類	事業場の 名称
事業場の 所在地	郵便番号() 電話()
健康診断実施 機関の名称	
健康診断実施 機関の所在地	
取扱有害物質・ 業務内容	物質 業務内容
項目	業務内容
労働安全衛生法施行令 第22条第3項に掲げる 業務に従事する労働者数	人
受診労働者数	人
所見のあった者の人数	人
産業医 氏名 所属機関の名称 及び所在地	
年月日 事業責任者 労働基準監督官	受付印

変更点

- 歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められました。
- 定期健康診断結果の報告様式からは、歯科健診の記載欄がなくなります。

各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。
ダウンロードしてご利用ください。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/18.html>